

# そらぞり

2003.9 No. 6

## 「そらぞり」とは

人権尊重社会を実現するためには、様々な偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」すること、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そらぞり」につながるように——そんな思いが込められています。

## CONTENTS (もくじ)

### 「補助犬」と出会い、 輝いて生きる 2

**論壇** 「身体障害者補助犬法」の課題 4  
高柳 友子 (日本介助犬アカデミー専務理事)

#### 用語解説

**人物紹介**  
「盲導犬」への理解と協力、  
そのかわり方を呼びかける 5  
佐木 理人 さん

**シリーズ/職場の取り組み**  
「人権は、身近な問題から」 6  
住友電気工業株式会社

**シリーズ/社会参加と人権**  
人権総合学習「ひとまちっく箕面新都心」 7  
箕面市立萱野小学校

**シリーズ/エンパワメントの意味をさぐる ②**  
パワー(力)のことから考える 8  
エンパワメント・センター主宰 森田 ゆり

#### 使ってみて! / 教材紹介

**がんばってます! / NPO紹介**  
国際交流の会とよなか 9

**知ってますか? 人権施策**  
大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

**行ってみて! / 施設紹介**  
「高齢者が学習と交流をとおして  
社会的使命を発見する場」 10  
大阪府立老人総合センター

**ご案内/ おおさかヒューマンフェスタ2003**  
inいずみ

**おしらせ/市町村事業**  
プレ国際人権大学院大学講座 受講者の募集 11

**まちを歩く/人権のかおりを求めて**  
第2回 新世界 12

**人権相談Q&A**

**人権啓発詩/わたしの家族**

# 「補助犬」と出会い、

## 輝いて生きる

「身体障害者補助犬法」—障害者の自立と社会参加のために—

—みなさんは「身体障害者補助犬法」って、知っていますか？

### 「身体障害者補助犬法」ってなに？

身体障害者の自立と社会参加のため、2002年10月に施行された法律です。「補助犬」とは「介助犬」「聴導犬」「盲導犬」の3種類（4頁の「論壇」参照）で、単なるペットではなく、一人ひとりの障害者の身体の一部として、生活を助け、支えるよう訓練された特別な犬です。

この法律で、公共施設や交通機関は「補助犬」の同伴を拒んではならないとされ、障害者が「補助犬」と行動を共にすることが社会的に認められました。そして2003年10月からは、デパートやホテル等の多くの人々が利用する民間の施設でも、「補助犬」の同伴を拒むことができなくなります。

こうして、「補助犬」を伴った障害者の受け入れが進むことにより、障害者の自立と社会参加の可能性が広がります。では、自立と社会参加とはいったいどういうことなのでしょう？

—まず、この法律が制定されるに至るまでの話を、その原動力となった、「介助犬使用者」の木村佳友さんに語っていただきました。

### 誰も知らなかった「介助犬」

「シンシア」が「介助犬」として認定を受けたのが1996年7月でした。しかし、「介助犬」の公的な基準はなく、「介助犬」の育成団体が独自の基準により認定しているという状況でした。また、日本では3番目でしたから、当時は「介助犬」をほとんどの人が知りません。スーパーやレストランでも、ペットを連れてくるように思われて、同伴拒否がほとんどでしたから、一時は「シンシア」を家において外出することがありました。

そんな時に限って、街で物を落としたりして、それが拾えずに長い間、人が来るのを待ったこともあります。「シンシア」がいれば…」と痛感しました。



木村佳友さん

### 「シンシア」とともに、理解を求めて

それで、同伴拒否されてもいいから、「介助犬」の説明を聞いてもらおうと、どこへ行くにも連れていくことにしました。店の中で吠えたり、お客さんにかみついたりするんじゃないかとの心配から同伴を断る店が多かったのですが、中には犬好きの店長さんがいて、しっかり訓練されているようだからと入店を認めてくれる店もでてきました。ぼくが食事をしている間、「シンシア」がじっと待っている様子を見て、「これからもOKです」と言ってくれました。

このことをきっかけに、「介助犬」をもっと多くの人に正しく理解してもらうことが大事だと実感しまして、講演会などで、「介助犬」は訓練されていて「迷惑をかけませんよ」と、理解と協力を強くうったえました。支援してくれる方もどんどん増え、ある大手のスーパーでは、独自のルールをつくって全店で受け入れてくれました。

しかし、鉄道の場合は、鉄道会社ごとに、事前の書類審査、面接、試乗試験などに合格して初めて乗車が許可されるというものでした。私と「シンシア」も数社から乗車許可を得ましたが、1社ごとに試験を受けなければならないのであれば、なんのために「介助犬」を伴っているのかわかりません。「介助犬」と自由にどこにでも行けるには、やはり、「法律で認めてもらうしかない」と意識して活動するようになりました。

そうぞう

2

2003.9\*No.6

## そして、市も国も動いた

そんな中、まず私の住む兵庫県宝塚市が市内の公共施設での同伴を実現してくれました。また、市では、「介助犬同伴可」というシールをつくり、民間施設にも「介助犬」の受入れを呼びかけてくれました。

同じ頃、地元選出の国会議員と出会う機会があり、「もっと多くの国会議員に『介助犬』のことを知ってもらうために、国会に来て下さい」と誘われ、1999年2月に「シンシア」を連れて国会の傍聴に行きました。そこで、「介助犬」の勉強会も開かれ、十数人の国会議員の方が出席してくれました。この勉強会をきっかけに、同年7月には超党派で「介助犬を推進する議員の会」が発足しました。そして、多くの方の支援のおかげで、ついに2002年5月に「介助犬」だけでなく「盲導犬」「聴導犬」も含めた「身体障害者補助犬法」が成立したのです。

## 「シンシア」は心の支え

もし「シンシア」がいなくても、なんとか暮らしていたでしょうけど、たぶん家に閉じこもりがちになっていたのではないかと思います。安心して街にでかけ、いろいろな人と出会い、法律の制定にもかかわるなど、前向きに生きてこられたのも「シンシア」のおかげです。「シンシア」がいなければ、講演をしたり、国会議員と会ったりする機会はなかったと思います。「シンシア」は介助の仕事をするだけでなく、生きていくうえで私の心の支えでもあるのです。

—もう、お一人。「介助犬」の使用者の方のお話をうかがうため、ある中学校を訪れました。

## 「ムサシ」との出会いと別れ

茨木市立南中学校の3年生、稲積久美子さんは電動の車イスで学校生活を送っています。吹奏楽部でクラリネットを担当し、「山登りにもチャレンジしてみたい」と意欲的です。アニメ好きで将来は「声優」になる夢を持っています。

明るく、前向きに生きる稲積さんには、中学1年生のとき、そのきっかけになる「介助犬 ムサシ」との出会いがありました。

「ムサシ」を中学校に迎えるにあたっては、学校やPTAはもちろん、何よりも、生徒たちの深い理解と協力がありました。「介助犬」のトレーニングセンターまで出かけて取材した「学校通信」の

発行をはじめ、「ペットじゃないぞ！ぼくはりっばなサラリーマン！」などの標語の募集と掲示など、さまざまな取り組みを行いました。

8月の夏休みには、学校生活に対応した「ムサシ」の実地訓練も行われました。「通学路を無事に登校することができるか」「通学途中で子どもやほかの犬が近寄って来たときはどうするか」——。あらゆることを想定した準備が進められました。

そして、いよいよ2学期から、稲積さんの「ムサシ」を伴った学校生活が始まりました。落とした物を拾ったり、ドアを開け閉めしたり、体育祭に参加したり、「ムサシ」は稲積さんのそばにすることが当たり前での存在でした。

しかし3学期の中頃、「ムサシ」は突然、天国に旅立ちました。稲積さんの自宅で開かれた「お別れの会」には多くの生徒がかけつけました。短い間でしたが、きっと「ムサシ」は学校にいろいろなものを残したのでしょう。「ムサシ」をモデルにして生徒たちが作成した「はり絵」が、校舎の玄関横に今もあざやかに飾られています。

あれから1年半、3年生になった稲積さんには、夢を追い、チャレンジする気持ちが力強く息づいています。「『ムサシ』のおかげで、たくさんの人と出会えて、いろんな体験をすることができました。私の生き方も変わったと思います。」とはにかみながら、笑顔で話してくれました。



稲積さんと「ムサシ」

## 取材を終えて

「補助犬」は、ペットでもマスコットでもなく、もちろん単なる道具でもありません。わたしたち人間と同じく「生命」をもった生き物で、使用者と心を開いて精神的につながりあえる存在なのです。

だからこそ、「補助犬」と共に暮らすことで、使用者はもちろん、その周囲の人、一人ひとりが前向きな姿勢で輝いて生きる、そして本来の自分の持つ力が発揮できる——エンパワメント（用語解説参照）につながっていく。それこそが、自立と社会参加なのだと思えました。

# 「身体障害者補助犬法」の課題

高柳 友子 (NPO法人日本介助犬アカデミー専務理事・医学博士)



## まだ認知されていない「補助犬」

昨年5月、「盲導犬・聴導犬・介助犬」の三種の犬を総称して「身体障害者補助犬」とし、その使用者の社会参加を促進する法律－「身体障害者補助犬法」(以下「補助犬法」)

が成立した。同年10月より施行されている。

これまで「盲導犬」は50年以上の歴史を持ち、道路交通法に位置づけられていたこともあって、旧厚生省や旧運輸省から同伴受入れを促進する旨の通知や通達が出されてきた。しかしながら法的拘束力がなく、また、通知・通達が出されて長い時間が経過していることから、その存在も知られていないのが現状で、900名以上になる「盲導犬使用者」は、未だに社会の様々な場面で、「犬はお断り」と同伴を断られているのが実態である。

対して、新しい分野である「聴導犬」と「介助犬」については、その存在すら社会に知られていない。

「聴導犬」は、聴覚障害者の耳の代わりとなってファックス音や携帯メール、呼び鈴やノック、目覚まし時計やお湯が沸いたことを知らせる。また、外出先で後ろから鳴らされた車のクラクションやじてんしゃ、自転車などの呼び鈴、銀行などの窓口で名前を呼ばれたことなどを知らせよう訓練されている。「聴導犬」と表示のある犬を連れていることで、周囲から聴覚障害者であることを理解してもらえるため、あらかじめ筆談で話しかけられたりするなど、コミュ

ニケーションの円滑化を図る役目も果たしている。「介助犬」は、手や足に障害のある肢体不自由者の日常生活動作を介助する。落としたり拾ったり、手の届かないものを手元に取り来たり、ドアや冷蔵庫を開閉したり、その中からものを取り出して渡したりする。電気やエレベーターのスイッチ操作、車いす操作の補助なども行い、障害者のニーズによっては、歩行介助やトランスファー(移動)の介助もする。「介助犬」だけは、肢体不自由という障害の幅の広さから、様々な役割を果たす犬があり、リハビリテーションの一環として、それぞれの障害者のニーズに従って、車いすのようにテーラーメイドされるのが特徴である。

## 障害者の生活の質を高める「介助犬」の受入れを

「聴導犬」、「介助犬」は法的位置づけがなく、社会的認知もない中でペット扱いされていたため、その存在が返って社会参加のハンディとなっていたのが現状であった。

このため我々医療従事者が中心となり、まず「介助犬」の有効性について調査研究を進めたところ、「介助犬」は手指や下肢の機能代償をし、障害者のQOL(生活の質)を高め、障害者自身の作業遂行能力を改善し、介護者の負担を軽減する有効性があることがわかった。これにより、自立と社会参加に効果があることも期待された。そのためにも、まず社会での受入体制を整備する必要があった。

## 「補助犬」の公的認定のための課題

また、98年からの調査により育成の実態としては、質の悪い訓練事業者により精神的・経済的被害に遭う障害者がいる実態も明らかとなった。

そこで、障害者が、安心して「介助犬」を新たな

自立手段として考慮し、育成を依頼し、そして安心していつでもどこにでも行ける社会を作るために立案されたのが、「補助犬法」である。

同法の中では公的認定制度を確立し、その上で認定を受けた「補助犬」を、「同伴することを拒んではならない」という義務を社会に課している。2003年10月からは全ての施設で、「補助犬使用者」が認定を受けた「補助犬」を、「同伴することを拒んではならない」としている。「介助犬・聴導犬訓練事業」は、同法に伴う社会福祉法の改正で、第二種社会福祉事業に位置づけられて、届出制度が適用されるとともに、責任ある専門的な訓練が義務づけられている。

しかしながら、未だ認定を行う指定法人が「社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団」しかなく、訓練事業者の届出も徹底していない。「補助犬法」に則すことなく、訓練や「補助犬」

をうたう人も少なくないのが実態である。

### 「補助犬法」は障害者の人権に関わる問題

法律はスタートしたばかりである。この数年のうちに、いかに多くの人に「補助犬法」の存在を知ってもらえるかが、「補助犬」の今後を左右すると考えている。「補助犬法」は犬の法律ではなく、障害者自身の人権に関わる問題であること

### 用語解説

#### 【エンパワメント】

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個々人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと。

#### 【ピアカウンセラー】

同じ職業や障害を持っているなど、同じ仲間同士の立場でカウンセリングを行う人。

## 人物紹介

### 「盲導犬」への理解と協力、そのかわり方を呼びかける



佐木 理人さんと「ブルック」

「盲導犬」として、「ブルック」(雌、7歳)を5年前から伴っている。それまでは、白い杖がパートナーだった。1995年、駅で電車で巻き込まれて線路に転落し、重傷を負った。そのことが、「盲導犬」を持つ直接のきっかけになったが、その前年に自身が主宰しているグループのメンバーと、「盲導犬」の訓練所を訪問したことで、「『盲導犬』っていいなあ」と感じ始めていた。

生まれつき弱視で、小学校、中学校は弱視教育のある大阪市内の学校に通った。中学校の1年生の時に全盲になり、「自分で生活できるようにとの両親の願い」から、高校は東京の盲学校に進学し、3年間、寮での生活を送った。その後、大学、大学院で英文法を専門に学んだ。

元々、行動的だったが、「ブルック」を伴ったことで、さらに行動範囲が広がった。「ためらいなく、どこへ行くにも安心して、早く移動ができるようになりました。『盲導犬』を伴っているということで、多くの人たちが知ってくれて、人間のつながりができてきたように思います」。

日頃は、ピアカウンセラー(用語解説参照)として、「視覚障害者」からの相談に奔走する。合同を見て、特に幼稚園、小学校、高校に足繁く通い、「盲導犬」の育成の過程を説明し、「盲導犬」を使ったクイズなどを行いながら、「視覚障害者」や「盲導犬」への理解と協力、そのかわり方などを呼びかける。「『盲導犬』を伴っている私たちの責任ではないかと思っています」と力強く語る。

## HUMAN RIGHTS

## 「人権は、身近な問題から」 ～パトロールや標語募集をとおして考える～

住友電気工業株式会社

## ●はじめに

当社は、大阪同和・人権問題企業連絡会に加入し、人権問題への取り組みを行ってきましたが、どのようにすれば社員の人権問題に対する理解を深め、差別のない明るい職場をつくることができるか、試行錯誤を繰り返しながら、同和問題研修や人権啓発活動を続けてきました。

そのような取り組みの中で、「自分の身近にも問題はいくらかでも存在している」という“気づき”の部分が重要ではないかと考えるようになりました。

## ●人権は「心」の安全を守ること

製造業である当社は、工場での“ものづくり”を重要な使命としている会社ですので、職場の安全管理を特に重視し、「安全第一」を徹底しています。そのため、職場の管理者にとって「安全パトロール」は、職場の危険の芽を事前に摘み取り、事故を起こさない安全な職場づくりのために、非常に重要な取り組みとなっています。

そこで、安全活動が、「身体」の安全を守るための活動であるように、人権研修・啓発活動は「心」の安全を守ることではないかと考え、取り組み体制の整った事業所から、人権週間のある12月に「人権パトロール」を始めることにしました。

この「人権パトロール」によって、『セクハラにつながるようなカレンダーやパソコンのスクリーンセーバーが使用されていないか?』、『作業手順を定めた作業標準書類の中に差別的な表現がないか?』など、人権上問題となる事項を点検することができます。

## ●身近な問題から考える

また、「人権パトロール」を通じて、六曜(大安、仏滅など)が記載されたカレンダーが職場に掲示されていることを発見し、古い因習にとらわれる私たちの意識の問題について指摘する場合もあります。

1回の「人権パトロール」で指摘できる事項は多くはありませんが、その意義は、巡視する職場管理者が身の回りにある問題について指摘することにより、



職場で議論が巻き起こり、みんなで人権問題を考えるようになることです。

## ●一人ひとりが人権標語を!

当社では、安全意識を高めるための「安全標語」の募集と同様に、人権意識を高めるために「人権標語」の募集にも力を注いでいます。全社で毎年約3千件の標語の応募がありますが、内容はどうであれ、とにかく自分で考えて書くことを重視しています。「人権標語」を考えることにより、人権を遠い世界の話ではなく、身近にある自分の問題としてとらえる良い機会になっているように思います。

## ●さまざまな機会に人権を学ぶ

人権研修を受講できる機会を増やし、できる限り多くの社員が人権を学べるよう努力していますが、研修だけでは限界があります。例えば、憲法週間、人権週間について社内報で告知するなど、さまざまな機会をとらえて人権について学ぶことが大切であると思います。今後も、差別のない明るい職場づくりをめざして、人権を自分の問題として考える機会を増やしていきたいと考えています。

12月4日～10日は人権週間です。

12月4日(木)～10日(水)は「人権週間」です。この期間中は、全社で「人権標語」の募集を行います。また、この期間中は、全社で「人権パトロール」を実施いたします。この期間中は、全社で「人権パトロール」を実施いたします。この期間中は、全社で「人権パトロール」を実施いたします。

# HUMAN RIGHTS

## 人権総合学習「ひとまちっく箕面新都心」

～わたしたちの夢をまちづくりに～

かやの  
箕面市立萱野小学校

### ●新しいまちができる

箕面市南部の国道171号線と423号線(新御堂筋)が交差する萱野地域。2003年10月、私たちの萱野小学校のすぐ隣に新しいまち「箕面新都心」がオープンします。2001年度の5年生だった子どもたちの目の前で、池や田んぼだったところに、新しい道ができ、河川が付け替えられるなど、次々と景色が変わっていきました。

本校では、「地域との出会い」をテーマに人権総合学習を積み重ねています。この子どもたちも4年生まで地域のさまざまな人と出会い、今や昔を調べ、そしてそれをたくさんの人に伝える活動を続けていました。5年生の時、校区に住む新都心整備課の人と出いました。「新しくできるまちを、みんなにやさしくみんなが得するまちにしたい」「池や川はできるだけ自然が守られたものにしたい」そんな思いに触れ、子どもたちも「新しくできるまちに自分たちの夢も実現できないだろうか」という気持ちを持ち、「ひとまちっく箕面新都心」に発展していきました。

### ●保護者・地域とともに

自分たちの住んでいる地域が大きく変わるということには、保護者や地域のみなさんの関心が高く、保護者対象のワークショップや工事中の新都心へのフィールドワークを呼びかけたところ、多数の参加がありました。保護者のみなさんに、建設中の新都心も含めた校区の場所当てクイズをつくってもらい、子どもたちや他の保護者とともに、参観日に楽しんで学習がスタートしました。その後も聞き取りや調査活動、創作活動に、保護者や地域の方がともに加わって、活動をつくっていきました。

### ●プロジェクトで力を発揮

子どもたちは「新都心の道や池や川はこうあってほしい」「広場でこんなことができればいいな」など、アイデア集をまとめました。それに対する「今からできること」「すでに決まっていてできないこと」などの回答をもらい、できることの中からテーマをしばり、3つのプロジェクト(以下PJ)を立ち上げました。

「つくろうPJ」は水辺や公園が自然を保ち、魚や鳥が憩う場所になってほしいという願いから、それを呼びかける看板や、池で鳥が休憩できる浮島をつくりました。女性でバリアフリーをテーマに活躍されている大工さんに出会ったり、野鳥の会の方に鳥の習性を教えてもらったり、校区の工務店に頼んで廃材を寄付してもらったり、とたくさんの人の協力で



河川での学習

看板と浮島が完成しました。

「調べようPJ」は、生物や水質環境に関心をもった子どもたちと、バリアフリーやNPO活動に関心をもった子どもたちがそれぞれチームをつくり、周辺の生態系や水質について調査したことや、ハンディをもつ人・市民活動をしている人の新都心への願いをまとめ、提言書という形で市長さんに届けました。

「広めよう・伝えようPJ」は箕面新都心のコンセプトや動きの紹介と、自分たちの総合学習の様子をポスター・テレビ番組・新聞・ホームページで発信しました。

放課後も他のPJの活動をビデオで追って番組づくりにがんばった子、知り合いのハンディのある人に声をかけ市役所の担当者といっしょに工事中の新都心フィールドワークを実現した子、みんなに呼びかけて川の清掃をした子など、ふだん見られない力を発揮する子どもたちの姿が印象的でした。

### ●もとめ、伝えあい、つながりながら

子どもたちは、まちびらきを前にこの春卒業していきました。けれど、この活動がその後につながり、昨年度は4年生が人権総合学習の1テーマに取り上げたほか、環境クラブの子どもたちが毎年2回自然観察や清掃活動を行っています。

さらに今年7月には、PTAといっしょに「ウォッチング箕面新都心」をスタートさせました。これは期間限定で情報収集・発信や見学会を行うものです。(詳しくは萱野小学校ホームページ)

<http://www.city.minoh.osaka.jp/kayano-ele/home.html>

箕面新都心のまちびらきをひとつのきっかけに、自分たちの地域や暮らしをより良くしたいと願う人たちとつながって、これからも人権総合学習を発展させていきたいと思っています。

# 「パワー」(力)のことから考える

森田 ゆり (エンパワメント・センター主宰)

森田ゆりさんは、1997年から「エンパワメント・センター」を設立し、エンパワメントの視点を日々の実践の中で活かしていくための研修などを数多く行っています。

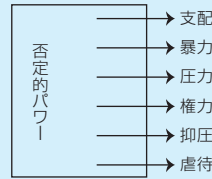
エンパワーという言葉は、エン(内へという接頭語)とパワー(力)から成り立っています。エンパワメントの意味を知るためには、パワー(力)とは何かという問いから出発しなければなりません。

わたしがパワーとは何かということを考えるようになったのは、1978年にメキシコでの生活を切り上げて、アメリカ合衆国カリフォルニア州へ移住してまもなく、非暴力主義による反核・反原発・アメリカインディアンの運動に関わる中でのことでした。巨大な資本と国家権力とによる人権侵害行為や環境破壊行為に抗議するためには、非暴力主義を貫くことが重要です。そのために70年代からアメリカでは、非暴力トレーニングを実施し、非暴力の思想と方法と技法を共有していきました。

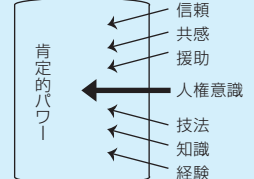
パワー(力)とは何でしょう。暴力、権力、圧力、などは否定的な力です。では肯定的な力とはどんなことでしょうか。たとえば知識はパワーです。信頼、協力、連帯、援助、経験も肯定的なパワーです。人の命を尊重する人権意識もまた肯定的なパワーです。

物理学では「力の大きさ」「力の方向」「力の作用点」の三つが力の働きを決定し、これを「力の三要素」と呼んでいます。暴力、権力などの否定的な力と、信頼、協力などの肯定的な力との一番大きな違いは、力の三要素の中の「力の方向」です。前者は外へ向かう力、外へ向かって押し付ける力。後者は内へ向かう力、内へ向かって蓄えられる力。エンパワメントとはこの内へ向かう力、内なる力を活用することといっても良いかと思えます。

否定的パワー



肯定的パワー(エンパワメント)



弱者救済という言葉があります。一般に弱者と呼ばれる人々、たとえば、子ども、女性、障害者、人種マイノリティなどは、力のない弱い人々なのではなく、弱者とさせられてきただけです。弱者の地位に押し込められているだけです。彼らの内にある力、能力、発言力、行動力、知識、経験を、子どもであるがゆえに、障害者であるがゆえに、女性であるがゆえに発揮できない社会の構造の中に組み込まれ、弱者とさせられてきただけなのです。

従来の福祉政策は弱者救済という慈善的発想から行われてきました。力の弱いかわいそうな人々を、力のある人々が助けてあげるというアプローチです。それに対してエンパワメントは、弱者を救済するのではなく、彼らの力を認めない社会、彼らが力を発揮する機会を奪っている社会の側の問題を指摘し、彼らが本来内に持っている力を十分に発揮できる環境を整えるという点で、従来の福祉とははっきりと一線を画すアプローチです。

エンパワメントとは、人は皆生まれながらに様々な素晴らしい力(パワー)を持っているという信念から出発する考え方です。子どもであること、女性であること、障害のあること自体が、それぞれの人の持つ力なのです。

そうぞう

8

2003.9\*No.6

ビデオ

## 「国際人権を知っていますか～国連と市民のとりくみ～」

カラー/25分

使ってみて!  
教材紹介

ヒューライツ大阪〔(財)アジア・太平洋人権情報センター〕では、「国際人権」に関するビデオを制作していますが、このたび第1巻の「国際人権を知っていますか」をバージョンアップしました。

人権はいまや一国だけの問題ではなく、国際的な基準や仕組みをつくり、国際社会全体で取り組むべき課題となっています。ヒューライツ大阪は国際人権を広く知ってもらおうと、1996年に「国際人権を知っていますか～国連と市民のとりくみ～」と題したビデオを制作しました。

その後世界はさらに変化し、そこで新たに生じた課題やそれに対応する新しい取り組み、組織などを加えて、このたび改訂版を完成しました。1948年の世界人権宣言採択の場面から、2001年にダーバンで開催された「国連反人種主義・差別撤廃会議」の模様など、世界の人権状況や国際人権の発展を映像で追いながら、いくつかの主要な条約をとりあげ、その趣旨や内容などを分かりやすく紹介しています。また、国連の人権活動の主要機関である人権高等弁務官事務所や人権委員会などについても説明しており、国際人権に関わる基本的かつ包括的な学習に向けた内容になっています。



お問合せ●ヒューライツ大阪(財団法人アジア・太平洋人権情報センター)

TEL 06-6577-3577 FAX 06-6577-3583 E-mail webmail@hurights.or.jp



NPOとは「民間非営利組織」のことをいいます。



# 国籍が異なる人たちが 共に生きやすい社会を目指して

## 国際交流の会とよなか(TIFA)

豊中市で開催されたボランティア講座「身近な国際交流」の修了生たちの、「講座で学んだことを活かして活動したい」という熱意により、1985年11月に発足しました。

国際交流は普段着のボランティア活動が原点との考えから、同会のメンバーと地域に住む外国人が協力しあい、国籍が異なる人たちが共に生きやすい社会の実現を目指して活動しています。また、「国際交流市民ネット」の一員として、とよなか国際交流センターを拠点に活動する他のグループと、情報交換や協力も行っています。

会員は通常、「ホストファミリーグループ」「国際協力グループ」「文化グループ」「コミュニケーショングループ」の4グループのいずれかに所属しています。

「ホストファミリーグループ」は、ホームステイやホームビジットの受け入れ、生活のサポートなどをしながら身近な国際交流を進めています。「国際協力グループ」は、国内では地域に住む外国人の活動を支援し、海外では共に生きるための協力活動として、ネパールプロジェクト(ネパールの女性・子どもへの支援活動)のサポートをしています。「文化グループ」は、在日

外国人とともに、日本や世界各国の文化について楽しく交流し、実際の体験を通して互いの文化に対する理解を深めています。「コミュニケーショングループ」は、子育て中の外国人と日本人の交流を進めています。

葛西芙紗代表は「外国人向け市政案内や相談窓口、国際理解教育の講師、小学生を対象とした人との外国語学習など、長年にわたり、地域に密着した外国人支援に地道に取り組んできたことが、大きな財産です」と話しています。



国際理解教育の取り組み

### 特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか

〒560-0022 豊中市北桜塚4-7-17-109  
TEL・FAX 06-6840-1014  
<http://homepage1.nifty.com/tifa/>  
E-mail tifa99@nifty.ne.jp

そうぞう

9

2003.9\*No.6

## 知っていますか? 人権施策 —人権尊重の社会づくりのために—

## 大阪府部落差別事象に係る調査等の 規制等に関する条例

—私たちみんなの力で差別のない明るい社会を築くために—

### ■条例制定にいたるまで

1975(昭和50)年以来、部落地名鑑(同和地区の名称、所在地、戸数及び主な職業等を記載した書籍)が売買されている事件が発覚し、大きな社会問題になりました。この事件を契機にして、部落差別につながる調査行為等をなくすべきという声が高まり、大阪府同和对策審議会は条例による法的整備の必要性を訴えました。

これを受けて、大阪府では、1985(昭和60)年3月、同和問題の解決の一助として「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定し、同年10月から施行しています。

### ■条例の内容

この条例は、現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことなどを理由として、結婚に反対したり、婚約を破棄したりするなどの結婚差別や、採用試験において不利な取扱をしたり、採用しないなどの就職差別等の部落差別事象の発生を防止することを直接の目的とし、また、究極の目的として「府民の基本的人権の擁護」を掲げ、人権擁護のための条例であることを明らかにしています。

### ■興信所・探偵事業者の遵守事項

興信所・探偵事業者の方は、その営業に関して次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと

### ■条例違反事件を教訓に

1998(平成10)年7月、府内の調査業者2社が、企業から依頼された応募者の調査に際して、条例に違反した部落差別調査を行っていたことが判明しました。

部落差別調査は、憲法が保障する基本的人権の重大な侵害につながるものであり、このような事件が発生したことについて、私たちは深刻かつ重大に受け止める必要があります。

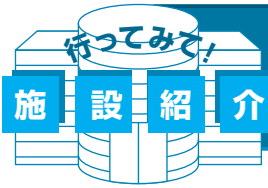
大阪府においては、「公正採用・調査システム検討会議報告書」を取りまとめるなど、本事件を教訓にし、再発防止への取組みを進めています。

私たちみんなの力で部落差別調査をなくし、人権が尊重される社会を築いていきましょう。



【ホームページのアドレス】 <http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/kojin/index.html>

お問合せ●大阪府企画調整部人権室 TEL 06-6941-0351 (内線2319)



# 「高齢者が学習と交流をとおして 社会的使命を発見する場」

## 大阪府立老人総合センター



わゆる高齢化社会に突入した。そして約10年後の1979年2月、吹田にある万博記念公園の西側に、大阪府立老人総合センターが、①研修指導、②老人大学、③調査研究、④広域相談業務の実施を目的として開設された。

開設から25年が経過した現在、設備等の老朽化が進んではいるものの、老人大学講座事業は堺や東大阪のエリアでも実施するなど、総定員も1,545名に拡充され、これまで20,521名が修了している。また、高齢者のボランティアを養成するシルバーアドバイザー養成講座(定員160名)が1988年度に開設され、これまで2,223名が修了し、うち1,129名が「シルバーアドバイザー」として府内各地で多彩なボランティア活動を行っている。

研修事業は府立介護実習・普及センターに移管され、調査研究事業は当センターの運営母体である(財)大阪府地域福祉推進財団に包括されたが、広域相談事業は1986年に全国各府県に設置された「シルバー110番」として、「大阪府高齢者総合相談情報センター」事業へと展開している。特に、「シルバー110番」は相談事業

を起点とする情報発信に積極的に取り組んでおり、2002年度から大阪府の「人権相談機関ネットワーク」にも加盟している。

こうした事業により、年間17万人(延べ)が利用する大阪府立老人総合センター。高齢者やその家族が持つ悩みや問題を解決するとともに、その問題を「社会的な矛盾」として広く課題設定し情報のネットワーク化を図っていく、また、高齢者自身が社会貢献活動を使命として発見できるように講座学習と交流の機会を提供していくなど、その機能と役割は、高齢化が進展する社会・大阪を、「明るく活力ある福祉社会」としていくために、ますます大きくなっていく。



老人大学講座

- 利用時間 ● 9時30分～17時
- 休館日 ● 毎週土・日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)
- 貸室利用 ● あり(有料)
- 講座事業 ● 年1回募集
- 相談事業 ● 休館日を除く毎日の9時30分～17時  
(相談専用電話:06-6875-0110)

〒565-0825 吹田市山田北3番1号  
(阪急千里線・大阪モノレール「山田」駅下車)  
TEL 06-6876-0031・0034  
FAX 06-6876-0036  
ホームページ <http://www.mydome.or.jp/fine-senior>

そうぞう

10

2003.9\*No.6

### ご案内



#### 人権週間記念行事 おおさかヒューマンフェスタ2003inいずみ

自分の思いや考えを伝えること、相手の話を心を込めて聴くことは本当に大切です。『伝えあうコミュニケーション』をテーマに、人権について身近に考えていただく楽しいイベントを開催します。参加費は無料です(ホールイベントなどは事前申込が必要)。皆さんの参加をお待ちしています。

- 日時** 12月7日(日)午前10時～午後6時
- 会場** 和泉シティプラザ  
和泉市いぶき野5-4-7(泉北高速鉄道「和泉中央」駅下車約200m)
- 内容** 〔弥生の風ホール〕  
トークライブ(牧ローニさん、ジェフ・バーグランドさん他)、アカペラコンサート(Sug@r6)など  
〔その他〕  
相田みつを作品展・パネル展示(6日も行います)、ワークショップなど
- 問合せ** (財)大阪府人権協会人権啓発部  
TEL06-6568-2983



参加してください!!

寝屋川市関係事業

寝屋川市人権学習市民連続講座

日時 10月11日(土)午後2時~3時30分
テーマ 食べ物あぶないよ!!
講師 村田 二六年さん(ゆにふぁーむ)

日時 10月18日(土)午後2時~3時30分
テーマ 親子に架ける橋
講師 坂岡 嘉代子さん(はぐるまの家代表)

場所 寝屋川市立市民会館3階講義室
入場料 無料
定員 約50人(先着順)
その他 手話通訳は事前に申し込みください。

平和を考える集い

日時 10月25日(土)午後2時開演(1時30分開場)
場所 寝屋川市立市民会館大ホール
テーマ 地球のステージ
内容 ライブ音楽と大画面の映像、スライドによる語りを組み合わせた、新しいタイプの「コンサートステージ」。世界で、困難の中にあってもたくましく生きる子どもたちの姿が大画面にビデオとスライドで浮かび上がり、それに語りと音楽が同調していきます。

出演者 桑山 紀彦さん(NPO法人「地球のステージ」代表理事)
入場料 無料(事前申込みで先着順)

申込み 寝屋川市人権文化課
TEL 072-824-1181
FAX 072-825-2637
Eメール jinken@city.neyagawa.osaka.jp

松原市関係事業

人権教育市民セミナー

日時 10月21日(火)午後2時~3時30分
テーマ 思春期の子どもについて
講師 杉田 絹子さん(松原CAP代表)
松原CAPのメンバーのみなさん

日時 11月21日(金)午後2時~3時30分
テーマ ワタシになりたい私-たったひとりの自分をとおして
講師 佐倉 智美さん(佐倉ジェンダー研究所)

場所 松原市役所8階大会議室
問合せ 松原市人権文化室
TEL 072-337-3101
FAX 072-337-3003

※テーマは予定です。

大東市関係事業

法の日週間記念市民講座

日時 10月23日(木)午後1時~3時
テーマ 「ケンカじゃなくて、犯罪です!~法の世界から見たDV~」
講師 内山 由紀さん(弁護士)
場所 大東市立公民館(大東市立総合文化センター3階)
定員 60人(事前申込み)
主催 大東市・大阪弁護士会
申込み・問合せ 大東市啓発推進課
TEL 072-870-9061
FAX 072-870-0907

そうぞう

11

2003.9\*No.6

国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議

プレ国際人権大学院大学講座

受講者の募集

「メディア・リテラシーコース」

11月7日~1月30日の毎週金曜日(全10回)
メディア社会を生きる私たちが、「人権」をキーワードにメディアと私たちの「いま」を問い直すことをめざします。

「市民活動コース」

11月5日~1月28日の毎週水曜日(全10回)
近年のNPOセクターの地球規模の発展とその社会的な役割を検討するとともに、NPOの運営マネジメントの理念と理論、実務を兼ね備えたNPOセクターの人材育成をめざします。

「人権教育コース」

11月19日~2月4日の毎週水曜日(全9回)
人権教育に関する知識・技術・態度を駆使し、複雑多様な現代社会における様々な人権問題解決に取り組む人材の養成をめざします。

日時等 各コース左記日程。年末年始等は休講。18時30分~20時30分。(詳細はお問合せ下さい)
受講料6,000円(資料代込)

会場 大阪市立総合生涯学習センター(大阪駅前第2ビル5階)

申込み 往復ハガキに、コース名・氏名・住所・電話番号及び受講動機を記入のうえ、下記のいずれかへお願いします。(多数抽選)

〒530-0001 北区梅田1-2-2-500 同センターへ
TEL 06-6345-5000

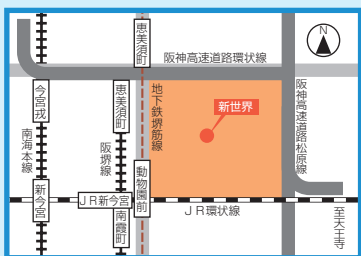
〒552-0007 港区弁天1-2-1-1500
国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす
大阪府民会議へ
TEL 06-6576-3966

H.P. http://www.ihri.jp/

# まちを歩く

人権の  
かおりを求めて

## 第2回 えびす 大阪市浪速区恵美須東 新世界



新今宮駅で下車、北へ足を向けると、大阪のシンボルの一つ「通天閣」(=写真)が目前にそびえる。「通天閣」界限には、根強いファンが支え続ける大衆演劇場や歌謡劇場、レトロな雰囲気漂わせる映画館があり、将棋の天才といわれた坂田三吉の記念碑も建つ。スマートボールは懐かしさを感じさせる。

「ジャンジャン横丁」というアーケードのある商店街を歩くと、店の中では常連さんが囲碁・将棋の対局中で、ガラス越しに観戦する人ばかりができています。正面に行列ができていなのは「タレの二度つけ禁止」の串かつ屋(どて焼きもある)で、代表的な味の一つ。

一方で、ジェットコースター、メリーゴーランド、欧風のレストランなど、アミューズメントとファッション性を兼ね備えた立体型遊園地「フェスティバルゲート」は新しい顔となった。

人間関係の希薄さが叫ばれる昨今、歴史と流行をあわせもち、子どもから大人までがいつのまにか集い、他人とかわり、つながる。ありのままの自分を素直に表現できる。そんな不思議な魅力を持つまち、「新世界」…。



そうぞう

12

2003.9\*No.6

## Q&A

人権相談

人権相談に関する  
質問と回答をご紹介します。

Q

外国から日本に来たところなのですが、なかなか言葉も通じず困っています。できれば、このまま日本で暮らしたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

A

日本で自立して生活するためには、ある程度の日本語の修得が必要になりますので、日本語教室などに参加されてはいかがでしょうか。その情報は、識字・日本語センター等で得ることができます。また、大阪府では、大阪にお住まいの外国人の方々に対し、外国語による情報提供等を行っていますので、参考になると思います。仕事については、大阪外国人雇用サービスセンター等で情報を得ることができます。また、外国人支援に取り組んでいるNPO等の民間組織も相談を受け付けています。日本で生活をするのであれば、今のうちに生活の目途をつけておく必要がありますので、収入の問題、住居の問題等について考えておくことも重要です。

・識字・日本語センター 大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター東館3階  
TEL06-6561-9988 <http://www.call-jsl.jp/>

・大阪外国人雇用サービスセンター  
大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル9階  
TEL06-6485-6142 <http://www.gakusen-unet.ocn.ne.jp>

(財)大阪府人権協会 人権相談窓口  
月曜～金曜 10:00～17:00 TEL:06-6562-4040

## わたしの家族

泉南市 小学三年生(当時)  
たかの ゆい  
高野 由衣

わたしのおとうさんはどんなにがんばっても、  
わたしのようになんともしゃべれないが、  
ちゃんとしゃべれる、  
わたしはおとうさんのように、  
たくさんのしゅわはしらないよ。  
かぞくそろとうとみぶりてぶりで  
とてもにぎやか。

2002年度人権啓発詩・読書感想文募集事業(大阪府・大阪府教育委員会など)の入選作品より

### お詫びと訂正

前月号(6月発行)の4頁「論壇」欄の文中、「他言語・他文化教育」は「多言語・多文化教育」の誤りでした。お詫びして訂正します。

## 編集後記

- …木村佳友さんのお話をうかがいながら、積極性、行動力、冷静な判断力に感心することしきり。人間に内在する能力、まさに、「エンパワメント」を実感することができました。貴重な時間をいただき、感謝の気持ちでいっぱいです。
- …本誌5号(6月発行)の企画特集「『識字』のことを考える」に関して、ある中学校からのお電話。「『識字』は基本的な人権」の視点が職員室で話題になったとのこと。「是非、生徒たちに伝えたい…」との教頭先生の声。「編集者冥利につきる」うれしい瞬間です。

2003(平成15)年9月発行

発行/大阪府企画調整部人権室 人権教育・啓発グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL06-6941-0351 FAX.06-6944-6616 <http://www.pref.osaka.jp/jinken/>

編集/財団法人大阪府人権協会 人権啓発部

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL06-6568-2983 FAX.06-6568-2985 <http://www.jinken-osaka.jp>

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は48円です。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています